

平成27年第3回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成27年10月26日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第67号 瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- 日程第6 議案第68号 土地の取得について
- 日程第7 議案第69号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西岡一成
5番	若園正博	6番	庄田昭人
7番	広瀬武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬捨男	10番	古川貴敏
11番	河村孝弘	12番	清水治
13番	若井千尋	14番	若園五朗
16番	小川勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

15番 広瀬時男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	横山博信	企画部長	森和之

総務部長	大岩清孝	市民部長	伊藤弘美
巢南庁舎 管理部長	田宮康弘	福祉部長	広瀬充利
都市整備部長	鹿野政和	調整監	渡辺勇人
環境水道部長	梶浦要	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	今木浩靖
書記	島田将志		

### 開会及び開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第3回瑞穂市臨時議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時議会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号17番 星川睦枝君と18番 藤橋礼治君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（小川勝範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時議会の会期は、本日1日だけとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時議会の会期は、本日1日だけに決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

3件報告します。

まず2件については、広瀬事務局長から報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件報告いたします。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。

検査は、平成27年8月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、岐阜地域児童発達支援センターの組合議会結果報告です。

10月19日に同組合の平成27年第2回定例会が開催されました。管理者より提出された議案は、平成26年度決算の認定を求めるもの1件、監査委員の選任について同意を求めるもの1件で、

いずれも原案のとおり認定または同意されました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上、報告しました資料につきましては事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思えます。

3件目は、平成27年第2回もとす広域連合議会定例議会について、河村孝弘君から報告願います。

11番 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブの河村孝弘です。

議長より御指名をいただきましたので、平成27年第2回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

今定例会は、10月13日から23日までの11日間の会期で開催されました。

まず初日において、9月の本巢市議会において当広域連合選出議員の改選や、北方町議会議員の任期満了により空席となった正・副議長の選挙及び各常任委員会、議会運営委員会の委員の選任、並びに各正・副委員長の互選が行われました。

その後、議案の提案説明があり、今定例会に広域連合長から提出された議案は10件で、内訳として、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の一部改正3件、平成26年度決算の認定を求めるもの3件、平成27年度補正予算3件でした。

専決処分の承認を求めるものは、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険条例の関係部分を改正する専決処分をしたことについての議会の承認を求めるものでした。

条例の一部改正については、当広域連合の職員を2名増員することに伴い、職員定数条例を改正するものと、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため個人情報保護条例を改正するものと、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等を実施することとされましたが、その早期実施に向け、介護保険条例を改正するものの3件でした。

決算及び補正予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、それぞれ平成26年度の決算の認定を求めるものと、平成27年度の補正予算を定めるものでした。

提出された議案のうち専決処分の承認を求めるもの1件については、定例会初日の10月13日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論を行い、採決の結果、承認されました。

ほかの議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、定例会最終日の10月23日、委員長報告の後、質疑、討論を行い、採決の結果、いずれの議案も可決または認定されました。

以上で平成27年第2回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、この定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方

はごらんください。以上です。

○議長（小川勝範君） これで諸般の報告は終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（小川勝範君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、1件の専決処分について報告させていただきます。

報告第12号専決処分の報告について（物損事故）であります。

平成27年7月22日に美江寺地内で発生した公用車による物損事故について、市の過失割合を10割として相手方と和解し、賠償額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、専決処分の報告をさせていただきました。

○議長（小川勝範君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第67号から日程第7 議案第69号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてから日程第7、議案第69号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてまでを一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本日、平成27年第3回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、お礼申し上げます。

開催に当たり、市政の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

まずは、先月の台風18号により被災されました方々の一日も早い回復と、被災地域の一刻も早い復旧を願うところであります。幸い当市には被害を及ぼすこともなく通過し、水による災害シーズンも一応通り過ぎ、安堵しております。ただ、災害に対する備えは怠ることなく、先日、23日には国土交通省木曾川上流河川事務所から、鬼怒川の氾濫を受けて浸水対策の説明を受けました。来月15日には生津小学校にて市の防災訓練を、さらに各校区においては、昨年度に引き続き避難所開設、運営訓練を実施して、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

また、市内においては中学校の体育祭に始まり、小学校、幼稚園、保育所の運動会、さらには校区、自治会などの運動会、そして各地での秋祭りでにぎわい、盛り上がりました。瑞穂市のスポーツの秋も終わりを告げ、収穫の秋を迎えようとしております。

本日午後には和宮秋の例祭、来月7日、8日には瑞穂市の一大イベント、みずほふれあいフェスタ2015が開催されます。多くの方に御来場いただき、瑞穂市をPRしていきたいと考える次第であります。議員各位におかれましても、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、今回上程します議案は、計画の策定に関する案件が1件、土地の取得に関する案件が1件、財産の取得に関する案件が1件の合計3件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

まず議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。

人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを目指し、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき策定する瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号土地の取得についてであります。

(仮称)瑞穂市大月運動公園整備事業を進めるに当たり、借地の地権者の方と合意ができ、1,917平米の土地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号財産(消防ポンプ自動車)の取得についてであります。

消防ポンプ自動車購入に当たり指名競争入札を実施したところ、株式会社ウスイ消防が落札しましたので、取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上3件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長(小川勝範君) お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第67号から議案第69号までを、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小川勝範君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となりました議案第67号から第69号までは、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより日程第5、議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） おはようございます。議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質疑をいたします。

人口の減ることについて、歯どめをかけたいと。それには地方創生、「創生」という言葉に大変違和感がございます。今回の予算は国で3,000億ぐらい、瑞穂市で3,000万ぐらいとお聞きしておりますが、そもそも地方を壊したのは戦後の自民党政策ではないかと私は思っておりますので、今さらまた1,000兆円の借金があるのにお金をばらまいて、地方を創生ですね。取り戻すじゃなくて創生してもらいたいというのは大変違和感のある議案なんです、市としては国から言われていることですからやらざるを得ないとは思いますが。

ということで、一気に具体的な案、目標数値のところへ行きます。

目標数値を見ましても、例えば瑞穂市の人口に歯どめをかけると。これ全国市町村が全部数字を出すわけですが、それが全部足し算できる、把握できる立場の方の話がネットに出ていますが、全部足すと2億人になるそうです。今の人口よりも多くなると、市町村が全部出したのを足すと。そういう数字だそうで、この瑞穂市の議案にある33ページから基本目標で、基準値と目標値というのがございますが、こんなに数字を出してもいいのかなと思うのが大分ございますが、1つだけ中で質問をいたします。

教育力の向上、資料34ページです。国づくりは人づくりというのは手あかがついているほど言われる言葉で、教育を何とかしなければならない、国も市も。ということは、私は大賛成というか、私の基本的な考えですが、この中で最初の①子供たちの確かな学力の向上の中に、ICT機器を活用して授業を行う教員の割合と。基準値がよく行ったプラスどちらかといえば行ったの割合が小学校で14.3%、中学校でゼロ%となっております、これが平成31年の目標値では、小学校を14.3から60%にする、中学校はゼロ%から同じく60%、過半数にしたいということでございますが、質問をさせていただきます。

ICT機器といいますと、何年か前に電子黒板がたしか1学年に1台ずつ買われたと思えますが、主なICT機器、プロジェクターとかも今あるんじゃないかと思えますが、どういうものがあるか、主なもので結構です。

それから数ですね。1学年に1台というのは今もそうなのか、これ電子黒板です。

それから小学校の14.3%も少ないんですが、中学校はゼロ%と。使いこなすのは本当に大変だと思うんですけど、その実態についてもう少し具体的に教えていただきたい。そして、60%にするためにどのような具体的なことを考えていらっしゃるか、そういうことをお聞きしたいと思えます。

以上、質疑でございます。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

I C T機器につきましては、御質問の中で電子黒板を各学年ということでしたが、実際に導入されたのは各学校に1台ということです。

この評価ですけれども、基準値ですけれども、よく行った、どちらかといえば行った、それからもう1つ、どちらかといえば行っていない、行っていないという4つの観点で評価した場合に、よく行った、どちらかといえば行ったの割合が中学校はゼロですけれども、全然使っていないわけではない。実際どういうふうに使っているかということ、主に体育の授業で子供たちの姿勢とか行動、そういうものをみんなに見てもらって、ここがいい、ここが悪いというのを確認してもらうのに非常にいいということで、体育に使っております。

今後どのように目標値を上げていくのかということにつきましては、今年度補正のほうで中学校にタブレットを導入するというので、今年度導入いたします。今、中学校で各7台ずつということなんですけれども、来年1年かけてタブレットの使用については検証して、その後は割合をクラスに40台というふうに進めていきたいという計画は持っておりますので、それについての職員の研修とか、当然そういうものについても、既に使い方については行っております、これを伸ばしていきたいということを思っております。

それから、今は中学校を中心にタブレットということなんですけれども、行く行くは小学校もということも、計画の中ではまだないんですけれども、そういうことも考えていきたいということは思っております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） もうちょっと質問させていただきます。

電子黒板は学校に1台と、大変使いにくいだろうとは思いますが、今後これをどうするのか。全部タブレットがあればふやさなくてもいいものとするのか、まずそこをお聞きします。

それから確認ですが、タブレットは中学校で各校に7台という解釈でよろしいですか。各中学ですね。だから、三七、二十一台になるんでしょうか。

それから、来年度検証して、使えるようだったら、その後クラスに1台ずつですかね。それともクラスの1人に1台になるんでしょうか。ちょっとそこを確認お願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 電子黒板につきましては各校1台なんですけれども、I C Tを使える先生というのがいないわけじゃないので、今後研修していく中で、やはりどんどん使っていきたいということになれば、もっと欲しいという学校もあります、実際には。ですから、これについてもどんどん進めていきたいということであれば、そういう学校にはもっと数をふやして進めていきたいという希望はあります。

それから、タブレットにつきましては、今1中学校に7台ですけれども、これは先生1台と、それからグループに1台ずつ、6つのグループでということで、今7台で始めましょうということなんですけれども、これがうまく機能するということであれば、1クラスに40台あれば順番に使っていただけるということですので、そういうことを考えております。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 大体具体的なことはわかりました。

ICT機器をどのように使っていくか、使いこなせる子供たちを育てる、そういうことは必須だということはよくわかっております。

今回、この創生の資金でこれをやるわけですが、1つだけ要望をつけ加えて終わりたいと思います。

こういう機器に頼るという方向は大変重要ですが、瑞穂市としては、バランス上、図書館とか読書教育とか、アナログですね。学ぶということに関しても、人の思考の深度をつくるために、ぜひバランス上、子供が育つという、人間が育つという、それもおろそかにしないようにという要望をつけ加えて質問を終わりたいと思います。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まずお聞きをしたいと思いますけれども、まち・ひと・しごと創生の基本方針2015というのが6月30日に閣議決定をされておるわけでありましてけれども、このサブタイトルがどうなっているか。このことについてまず答弁をしていただいて、それを踏まえて議席で御質問を申し上げたいと思います。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まち・ひと・しごとというのは、26年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立をいたしまして、急激な人口の減少と少子・高齢化に対応するために、また東京圏における集中している人口を地方に分散するということが目的でございます。

今、御質問にございましたまち・ひと・しごと創生基本方針というのが27年6月30日に閣議決定をし、その際における、今、西岡議員の御質問の中ではサブタイトルと申されましたが、アベノミクスの実現に向けてというようなことで、地方創生を深化させる目的でローカル・アベノミクスを実現するということが、将来にわたって人口減少の克服と、経済成長力の確保の実現のために総合戦略を政策のパッケージ化をして、地方の創生の深化に取り組むということ

で、具体的な取り組みをずっと幾つか閣議決定をしたものになります。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 今の答弁をいただいたことで答えが出ておる。討論はまた別にやりますけれども、要するにアベノミクスをより地方に徹底化するというのを、よくも厚かましくもこのまち・ひと・しごと創生基本方針のサブタイトルでつけたなど。ローカル・アベノミクスの実現が目的なんだと。

東京一極集中の解消とか、あるいは人口減少とか、それは先ほど少しくまがい議員が言ったように、戦後そのような現象をどの政権がつくってきたのか、そのことの総括も全くなしに。

アベノミクスというのはどういうものかということ、思想的には明確に新自由主義ですね。新自由主義というのは、徹底した市場原理、市場主義です。そして、よく言われているようにトリクルダウンの理論というのが採用されております。トリクルダウンの理論というのはどうということかということ、今まで一般質問の中でも何回も申し上げたとおりでありますけれども、例えば結婚式のときにワインのグラスを順番に並べていきますよね。それに一番上からシャンパンを流していく。そうすると、上がいっぱいになって順番に下まで落ちていって、下もみんな潤されていく。つまりそれをどういう言葉で言うかといいますと、大企業が潤っていけば中小企業も労働者も最終的には潤ってくるようになるんだということで、ずうっとこの間やってきたんですね。しかし、この岐阜県もそうでありますけれども、地方の働く労働者、農民、零細企業の皆さん方は、そのことによって本当に豊かになっているか、生活が向上しているかということ、ますます格差が拡大をされてきているんじゃないでしょうか。

ちなみに統計数字を見ても、安倍政権発足後、円安の進行などで輸出型の企業は企業収益を大幅にアップした。内部留保も、13年度で327.9兆円、それから14年度で354.3兆円、こうなっておるわけですね。甘利経済担当相も、企業の内部留保は過去最高水準に達している、このことを認めているんです。

しかし一方、労働者のほうを見ると、1998年度から2012年度の大企業の内部留保と賃金の関係を見ても、大企業の内部留保が129兆円増加しております。これに対し、労働者の賃金は131兆円減少をしているというのが現状なんです。まだ、これから今の物価高だけじゃなくて、消費税の増税が待ち構えていますよね。こういう状況が日本の現在の現実なんです。トリクルダウンの理論なんて、全く未来をごまかして見せる安倍内閣のやり方なんです。もうはっきりしている、答えが出ている。地方の労働者の生活のどこがどれだけよくなったんですか、どれだけの人たちの生活が向上したんですか、賃金が上がったんですか。非正規は2,000万超えたじゃないですか。こういうふうな状況を直視するならば、個別具体的に法律をつくって、

地方も強制じゃないけどつくりなさいよということで、全国一斉につくっておるんですよ、これ、多少の違いがあるけれども。安倍内閣が示した指針のとおりにつくっておる。あとは自治体がコンサルかけてやれば、それが出てくるんですよ。そんなことで、果たして本当の地方の自治というものが確立できるのかどうなのか。

だから聞きたいのは、今言ったようなことは十分執行部も勉強されておればわかるはずなんです。そういうことを踏まえた総合戦略というものを自治体がつくったところで、大もとが全く地方を苦しめるような、地方の疲弊をさらに増すような方向で考えていたら実現できないんじゃないですか。その点はどうですか、一番大事なところですから、ちょっとお聞きしておきます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問にお答えをいたします。

今いろいろ国のこと、政権の問題となつてはいけませんので、確かに日本の中には、先ほどおっしゃられたように豊かな生活について格差があるとか、企業間の内部留保、また労働者の賃金、消費税の増税などの問題もございしますが、私たちの役割、目的というのは、瑞穂市をいかに豊かにするかということであって、国とはちょっとかけ離れてはおりますが、お願いをしたいところでございます。

瑞穂市総合戦略にあつては、瑞穂市に本当に必要とされる事業を優先に、これから5年間、集中的に行っていきたいというふうに考えています。内容については、給付型の事業については、これも大切なことはわかるんですが、そのようなことがないように、給付型の事業、例えばばらまきの事業をせずに、人がこれから集まるまち、活力のあるまち瑞穂市というふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 瑞穂市だけではありませんが、全国の自治体で、たった5年で今の地方の戦後70年かかった疲弊を再生する。その突破口を見出すなんてことはできません。

何が問題かという、私も久しぶりにこの関連でちょっと昔の本を取り出してみたいんですよ。それは皆さんにぜひ御紹介をしておきたいんですけど、ここに羽仁五郎という人の書いた「都市の論理」という本があるんですね。これは我々1960年代後半の学生のバイブルだった。羽仁五郎さんという名前を聞いて御存じの方も、年配者になってくるから若い人たちはわからないかもわかりませんが、羽仁五郎さん、息子さんは羽仁進さんという映画監督なんですよ。この人が都市の論理というものを、ちょうど1960年代後半の全国の学生運動が最も高揚していたときに出された。それを我々むさぼり読んだんですけども、なかなか皆さんこれ直接買おうといってもありません。手に入らないと思いますね。だから、非常に貴重な本なんですけれ

ども、それをちょっと時間がかかりますけど参考にさせていただきたいと思うんですね。

根本的に、そして元来、そして本来全ての税金は、もとはといえば自治体の市民が納めるものだから、自治体はその自治体の市民の全ての税金を受け取り、これを自治体が必要とするあらゆる事業に支出し、その残りの税金を、自治体が担当するよりも中央政府が担当するほうが適当である事業に支出されるべきものとして、国庫に交付するという財政の新しい原則及び方式を確立すべきである、ということが書いてあります。

近代の日本の財政における国家主義が日本の最悪の超国家主義、軍国主義、官僚国家、警察国家などの根本原因であったことは疑う余地がありません。この近代の日本の財政における国家主義が自治体財政の自立を不可能にし、日本の自治体のあらゆる発達を抑圧し続けてきたのです。そして、現にこの矛盾は、現代の日本の国家中央政府が自治体の市民から取り立てた税金を自治体に返すという平衡交付金とか、地方交付税とか、補給金とか、補助金とかというものに何より端的に、そして余りにも露骨に自己暴露されている。

国家が自治体の市民から取り立てた税金を返すというのは、国家が自治体市民から税金を取り過ぎていないということではないのか。もっとはっきり言えば、国家財政が自治体財政を食い潰し、そのために自治体が滅亡しそうになったので、自治体が滅亡しては困るので、国家財政が自治体財政から奪い去った税金の一部を自治体に返しているのである。どうして我々はいつまでもこんな不合理をそのままにしておかなければならないのか、なぜ日本ではこんなにまで自治体が国家の前に頭を下げなければならないのか、このように書いております。

日本の財政を根本から改正して、自治体の市民は全ての税金を自治体に納め、自治体が市民の生活の安定と発展との全ての事業にこれを支出し、余ったものを国の中央政府に交付するということになれば、日本国民の市民としての自覚が確立し、国家主義に従属する臣民の意識などは解消するし、自治体財政が確立するのみならず、国の財政の規模は現在の10分の1、または100分の1程度のものとなり、大蔵省などの過大の権力、独占資本による日本国民財政の支配なども廃止され、途方もなく拡大していく官僚の勢力も抑止され、不必要な軍備などを拡張させるおそれも全くなくなるのであるということですね。

本当の地方自治、地方分権ということは今言われていますけど、羽仁先生は地方政府対中央政府、この対という観点から物事をしゃべっておられるわけですがけれども、今読まれたように、ローカル・アベノミクスでアベノミクスを全国的にさらに広げ深めていく。これで一極集中だとか、あるいは人口の減少とかを食いとめることができるんだと。何を言っておるんですか。そんな子供だましのようなことをいつまでも繰り返しているんですかという話なんです。

簡単に言われていますね。税源を中央政府が取っちゃうんですよ。あと、国家的に必要なものはそれを上げるんですよ。

つまり今の税制というのは、地方政府とか地方自治とかという観点から考えれば、全くあべ

こべになっている。そこをもう1回ひっくり返す、これが本当の改革なんです。そのことは一切国民の目に見せないで、具体的に細かい、結婚のできるようにするためにはどうするとか、こうするとか。個々の政策ではもちろん一致することもありますよ。ところが、戦略が全然違うんですよ。戦略が国民を苦しめ、地方を苦しめる、そういうものなんです。

それを解消するには、羽仁先生が言われた根本的な税源を地方の手に取っていく、これが本当の自治政府じゃないかと、こういうふうに思うんですけれども、そういう点についても、中央で決めたことだけを唯々諾々としゃべっておればいいということではないと思う。それは思考停止なんです。現場で新たに生起する大変難しい問題に対して対処することができない。それが地方自治なんです、我々がやらなきゃいけないことは。そういう気概を持っていただきたい。違いますか。そここのところの気持ちだけちょっと。

○議長（小川勝範君） 企画部長、簡単に答弁しなさい。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんのおっしゃられました羽仁五郎さんの書かれた「都市の論理」というのをお借りして読ませていただいて、一応参考にはさせていただきますが、先ほど1つだけ言われた中で、戦略が地方を苦しめるという言葉がちょっと私の中で響いてきたんですが、急な国の政策とか、そういうもので地方がある程度振り回されるということではありませんが、そういうことは今回の総合戦略の中にもあったと思います。

また、気概を持って瑞穂市を進めていくという気持ちに変わりはありませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 西岡一成君に申し上げます。67号に対しての質問をしてください。

西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 大事な質問を、根本的なところをさせていただいたんですね。それを踏まえて、総合戦略の具体的な4つの目標に基づいた施策が語られているわけですから、それを言うっておるわけです。

先ほど瑞穂市をいかに豊かにすること、それはそうやと思う。私もそう思っておるんですよ。ただ、そのことと国とは関係がないような認識、これ全く間違っている。こういうことを言う方がいますけど、違うんですよ。全部皆さん方が具体的にこの場で語る話というのは、国の法律とか、あるいは施行令だとか通達とか、まさに国の方針に基づいておりてきたことをしゃべっておるんですよ。国と関係ないなんてなことは、よく言うなという話になる。頭の整理の仕方がどうなっているんやと。全くつながってない、分裂しておるんですね。それはやっぱりおかしいでしょう。そこからちゃんと直してくださいよということなんです。

ですから、瑞穂市をいかに豊かにするか。そのためには、ローカル・アベノミクスをやったらどうなるか。自分たちが4つの目標に基づいて具体的に定義した方針と、どこですれ違うのか、本当に一致するのかということのチェックを十分やっていないと、地方政府は中央政府

の奴隷になって、そのまま中央のためのとんでもない役割を果たすことになると思うので、ぜひその点に留意をして、この問題だけじゃありません。その他の問題全て一緒です。そういう観点から物事を考え、方針を提起するようにしていただきたい。このことだけ申し上げておきたいと思います。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号8番 松野藤四郎でございます。

議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、質問をしたいと思います。

この創生法は平成26年11月に成立をしておるわけですがけれども、東京一極集中をなくすために地方にということがございますけれども、要は地方が人口の減少対策をするためにいろいろ知恵を出して、地方同士がいろいろ切磋琢磨してやる政策なんですけれども、私に言わせれば、国は借金をしながら、ばらまき政策だというのがこの創生法ではないかというふうに思います。

市長はこの6月に就任をされましたけれども、この総合戦略の中にどういった政策が入っているのか、市長としての政治方針ですね。そこら辺をまず聞きたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 松野議員の御質問にお答えをいたします。

市長の政策がどのように入っているかという御質問の前に、どのようにこの総合戦略を進めてきたかという点について、総合戦略については今年の5月の全員協議会から、毎月ごとに議員の皆さんには策定段階からの進捗状況や国の流れを説明しながら、強調させていただきながら進めてまいりました。

また、市民の方も中心となる有識者会議を設けて、御意見や御提案をいただいて、大変短い期間ではありましたが、不十分な点は、来年の3月に先行型事業の成果指標なども踏まえ、改定を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の総合戦略の人口ビジョンでは、2040年（平成52年）に5万4,000人の人口を確保することとしています。これについては、出生などの自然増、転入などの社会増を維持して、基本的に5つの基本方針から成っています。

この点についても、棚橋市長からは、とにかく人口減少社会、少子・高齢化社会というのは、瑞穂市にとっても今後到底避けられることではないということで、この瑞穂市が減少時期を少しでもおくらせるようにというような指示をいただいて、この方針ができております。

特に内容を申し上げますと、駅、国道・県道などの現在交通の要衝だけで政策を講じるのではなく、瑞穂市の地域の資源を見出して、それが朝日大学であったり、中山道美江寺宿、呂久

であったり、市内のボウリング場であったり、瑞穂市を少しでも事あるごとにPRしていくというような指示を受けてこの総合戦略がなっていますので、御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） ページを言いますと、32ページを見ていただくといいんですが、一番の基本はここがございます。人を育むというところですね。それと同時に人、そこで2行目の仕事、それでまちということですね。あくまでも基本的には人を育み、要するにまず待機児童の問題も当然ございます。ですから、そういったことも踏まえまして、まず安心して瑞穂市に来てもらうようなこと、そういったまちをつくるのがまず基本だと思っております。

ですから、例えば瑞穂市で住宅として引っ越してこられたとしますね。しかし、今の状態で例えば住宅を求められて来られた方は、まずローンを抱えておられます、率直なことを申しまして。それと同時に、共働きという状況になります。その方の御主人は従来からのお仕事のところへ当然通われると思いますが、奥さんが例えばローンのために働いて、ここにお住まいになられるのにはいかがかな。そのためにはまず保育所ですね。こういったところで待機児童を出さないようなまちづくり、そういったことからずうっと連携して、その後のページに至っていくわけでございます。そのように見ていただければ、なぜまちづくり、また駅前の再開発とか、そういったことも再度必要になってくるのかということも全部連携しておりますので、順次、32ページから見ていってくださいませ。お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 今、総合戦略の資料からお話しされましたけれども、例えば33ページがあるわけですが、この辺から具体的な政策ということで、基本目標は瑞穂市の次代を担う人と、それから次は仕事とかまちとか、政策の基本目標があるわけですが、政策の中身が乏しいというのかな。もう少し市が活性するような政策がないように見受けられるんですよね。

今までやってきたことの反省を踏まえた政策だと。瑞穂市独自のそういったまちづくり、それから人を呼んできたり育てる、そういう政策をするのが総合戦略じゃないかと思うわけですが、そこら辺どのようにお考えになっているのか、御答弁願います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 現在、第2次総合計画の策定を進めておりまして、その総合計画に掲げる施策の中から、ある程度この総合戦略にもこれから拾い上げるものがあるかと思っております。

今、松野議員の御質問の、事業数が少ないといいますが、内容が乏しいのではないかといいようでしたが、今回の総合戦略の中には先行型事業と上乘せ交付金の事業が2事業と、

また有識者からの事業が2事業、さらに追加事業の3事業で、17事業で構成をしており、詳細な事業内容ではもう少し手広くなってくるというふうには思います。

まち・ひと・しごと創生に向けた政策の中の5原則には直接性というのがありまして、限られた財源の中で最大限の効果を上げるために、このまち・ひと・しごと総合戦略を策定しております。5年間は集中的に行いながら、瑞穂市が本当に必要とされる事業を優先に、給付型の事業も結構なんですけど、そうではなく、ありがたいことに瑞穂市は人口もまだ増加傾向にございますので、今のところは給付型の事業ではなく、人が集まるまちというような考えのもとに、今回このような総合戦略を立てて進めていきたいと思っております。

また、現在27年度は国からの交付金で全て財源を賄っておりますが、平成28年度からは2分の1の新型交付金になるというようなことから、限られた財源になります。市の財源も厳しいことがあり、なかなか施策数がふえない状況ではございますが、私が申し上げるのもおこがましいとは思いますが、4つの基本目標にはそれぞれ瑞穂市に必要とされる事業が組み込まれており、数は少ないかもしれませんが、地方を変えるには小さな施策から始めて、それが評価で大きくなれば拡大していくというような事業をしていきたい、これが出発点になると思いますので、よろしく願いをいたします。

あえてこの事業の中につけ加えるとするならば、女性が活躍する社会を支援するような事業や、高齢者の方の就業なども加えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 市長さんが駅前の開発といいますか、活性化という話をされておりますけれども、今回も35ページに穂積駅周辺の活性化ということで、空き家、あるいは空き店舗を利用した出店等を促進し、活性化を行いますということで、目標は4件出ておりますけれども、本当に駅前というのは開発をできるのかなということは疑問に思うわけですよ。

今までもずっと何年間、いろんな議論があったと思いますけれども、そして私の前回といいますか、その前も縦貫道のところのパチンコ屋の跡地、例えばあの店を市で買って、駅西会館、あるいはコミプラ、そこら辺のところを駅とこの市役所とつないだような格好の駅前開発といいますか、まちづくりするのが妥当ではないかというような質問をしておったわけですが、市長としては、この創生の5年間の中ですけれども、こういった駅前開発をされる予定であるのか、ひとつお話を聞きたいと思います。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 松野議員の、総合戦略35ページにあります商工業の活性化の中の穂積駅周辺の活性化ということで、多くの方が行き交う瑞穂市の玄関口であるJR穂積駅周辺を、

空き家・空き店舗を利用した再開発活性化を行うというもので、こちらにつきましては14人から成る有識者会議の方からの今回は御提案になります。このほかにも、第2次総合計画における市民アンケートからも、多数の方の駅前開発、また市民検討会議でも同様な意見がございました。

議員が今御指摘のように、今まで駅前というのはなかなか手がつけられなかったということで、実は有識者からの提案をいただいたときに、私も昼休みに駅前をちょっと見に行ったときには、昔の本町通りの花屋さんから南、七、八軒は現在も住んでみえないような空き家が続いております。このような状況で、市街地の空洞化というようなことで、他市からは瑞穂市に穂積駅があるということでうらやましがられてはおりますが、安心して住み続けられるまちをつくるためには、先行型のタイプ2の空き家の利活用事業と重複してこの総合戦略の中に入れてあります。

ただし、総合戦略についてはソフト事業になりますので、ハードではございませんので、空き家の利活用を中心とした出店促進などを今後考えていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 1番 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の上程の中で、1点御質問をさせていただきます。

基本目標に、今お話もございましたひと・しごと・まちという、もう1つは交流、にぎわいを生み出す、その4つがあります。その中の仕事ですね。今もお話ありましたし、森部長のほうからは第2次総合計画も鑑み中でのまち・ひと・しごと創生総合戦略であるというようなことを伺った中で1点、今現在、この仕事の中で、雇用、勤労者、福祉、また今も松野議員からの質問でもありました商工業の活性化、これは駅周辺の、先ほど市長は再開発と言われましたが、それともう1つは農業の振興。これはもちろん3つとも大切なことでありますし、これ以外にも、仕事をつくるということであれば大切なものが多くあると思いますが、1点この中で瑞穂市に東海環状道路が、今、豊田市から岐阜県を經由して四日市までつながる道路が整備中でございます。そんな中で、大野・神戸インターチェンジにおいては2019年度に完成予定であり、また糸貫インターチェンジはその後に完成されるのではないかとという中で、今、瑞穂市がいろんな市長が考えられる人に選ばれ住み続けていただくために、いろんなさまざまなソフト・ハードな事業展開が必要であるということは言うまでもございませんが、瑞穂市は5キロ平方の、面積的には小さなまちでございます。

そんな中で、先ほどの申し上げた糸貫インターチェンジが5年後には完成されるということ

であれば、東京一極集中を是正するためにまち・ひと・しごと、まずこれは地方創生も含めて、各地方でもう一度仕事をつくることによって人が集まり、そこににぎわいが出て、安心して住み続けられるようなまちを創生しましょう、創出しましょうというような御提案であると思います。

そんな中で、企業を誘致するための可能な土地の確保といったものが第2次総合計画の中ではしっかりとうたっていただけのものでありますが、これ3月に上程されると思います。これが、今現在は瑞穂市の中にも市街化区域、また市街化調整区域、また農振地域、準都市計画地域というようなことで、いろいろなさまざまな用途地域が混在しておる中で、十八条の付近に今現在企業を誘致できる土地がございますが、これ面積的にはそんなに多くございません。そんな中で考えると、先ほどの東海環状道路が5年後、また県道においては岐阜県南大野線が着々と進んでおります。そんなことを考える中で今回の総合戦略の中に、土地の確保というお考えがあるのかなのか。また、第2次総合計画の中ではしっかりとうたわれるとは思いますが、総合戦略にうたわれなかったのは、先ほどの森部長のお話でもありました、ごく一部のものがのせてあるということでございますので、その点を一度お伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の瑞穂市まち・ひと・しごと総合戦略と申しますのは、どちらかといいますとソフトの事業になりますので、土地を取得してとか、土地を造成してというようなことは今回の中には入っておりません。

ただし、総合計画を今策定中の中には、もちろん企業誘致なり、そのようなことは入らなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小川勝範君） 都市整備部長 鹿野政和君。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、東海環状の話をして、それにより市のほうも企業誘致による雇用の増大につながるのではないかという期待があるということで質問いただきました。

おっしゃられますように、東回りが特に愛知、三河の企業が東濃のほうへ進出して、具体的に122の業者が新たに進出したというようなところで、西回りにつきましても製造業等の企業進出が大いに期待されるところでございます。

瑞穂市の場合は、西北部を約600メートルほど通過するわけでございます。今は、西中の地区の工業導入という意味で、十七条、それから田之上、宮田に一部工業導入地区というところで指定してあるわけなんです、そこにつきましても既にさまざまな企業が出てきておまして、やっぱり大きな面積をそこで確保するというのは大変難しい状態でございます。また、一方では工業団地というようなものも、農振区域という事情もございまして、なかなか大きな工

業団地をつくるというのも難しいところでございます。

そういった意味で、一般質問の中でも少し答えさせていただきましたけど、農業に関するようなものは、流通業務とか製造業ですね。瑞穂市で言いますと大野・神戸インターにつながるルートの岐阜県南大野線が県でも計画されておりますので、そういう沿線上で土地利用が可能になるようなことも考えたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 2番 堀武君。

○2番（堀 武君） 教育力の向上の中で、ICT機器を活用した授業を行う教員の割合というところで、瑞穂市で学校に無線LANは整備されておるのかということと、それからこれは整備されていない学校の要望にも出ておるところがあるというように聞いているのと、それから電子黒板よりも大型スクリーンのテレビで、パソコンの接続ができる機種を入れて、それをもとに授業等をし、そしてパソコンの機能を連携するほうが有効だと思います。

というのは、タブレットは持ち運べるんですけども、機能的に云々するとパソコンの機能を最大限に連携しておくほうが、社会に出ようが高校に行こうが全てで有効だと思いますし、それから不登校児童に関しても、パソコンを利用した授業というのもやられているようなことを聞いております。

そのようなことで、電子機器情報のことをもう少し具体的にすれば、ぜひ無線LANを入れて、お金はそんなにかからないと思います。この間ちょっと穂積中学の校長室を見せてもらったんですけども、あれだと無線LANさえあればどの教室でも持っていけますし、予算もそんなにかかるものじゃないものですから、その辺のことの、1つは無線LANを入れて、あとのそういうような設備のことをもう少し勉強していただくようにちょっと答弁をいただきたい。具体的に言えば、新年度予算でつけられても抵抗のないような金額だろうと思うものですからね。特に無線LANは、副市長御存じのように、非常に有効なものですからね。ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの答弁をさせていただきます。

学校にはインターネットは来ておりますので、今の授業も、電子黒板といいますのはパソコンをつないでモニターとして使っているということで、非常にこれは大きな画面ということで、生徒たちにも好評です。今回導入するタブレットも、これは生徒一人一人がどういうふうに理解をしているかというのを確認するには非常にこれも有効だということですので、今おっしゃられました電子黒板の運用にしても、学校によってはもっとふやしてほしいという学校もありますので、タブレット、それから電子黒板、それぞれ学校の特色を生かして整備していきたい

ということをおもっております。

[発言する者あり]

○教育次長（高田敏朗君） 失礼しました。

無線LANについては、今後検討いたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） こんなことは、今まであって当たり前のことですよ。市長か副市長、どう思われるか。

それで前向きの検討でなくて、こんな情報機器を言いながら検討するなんていう答弁なんていうのは余りにも、何を考えているかと言わざるを得ん。どちらでもいいですから、明確な答弁をしてください。

○議長（小川勝範君） 堀君、発言のときは立って発言しなさい。

副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） 今回のまち・ひと・しごとの中に「教育の質の向上」という文を入れさせてもらったということは、建物の老朽化とかハード面だけでなく、やはり教育全体のレベルアップということが必要だと思いますし、また教育方法につきましても、時代の流れに合った方法というのが必要だと思いますので、そうした総合的なバランスがとれた教育の進め方ということが必要だと思っておりますので、そうしたことにつきましても、今後積極的に予算等も見直してつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 堀武君。

○2番（堀 武君） 教育次長、明確な答弁をしてください。こんな無線LAN、インターネットが入っているという問題じゃなくて、インターネットだけでは一定のところしかできないので、無線LANを入れて、各教室にパソコンが使えるようなことを、そんなにお金かからないですよ。そういうことも含めて検討をして前向きに、副市長に言ったんですけども、老朽化の問題と関係ないですから。だから、そういうようなこととか、タブレット云々を言っているけど、やはり機種としては本来パソコンを入れて、その機能を最大限に利用すると、すごく勉強になります。だから、そういうようなことも含めてもう少し勉強してください。

だから、これに関して答弁を誰かしていただければお願ひします。総合戦略ですから、よろしくお願ひします。

○議長（小川勝範君） 企画部長 森和之君。

○企画部長（森 和之君） 堀武議員の御質問にお答ひいたします。

タブレットは、今年度、27年度の補正で先ほど教育次長も説明をいたしました。各中学校

において試験的に導入するというので、それに伴いまして無線LANも同様に設置しないと動かないといえますか、なると思うので、そのように進めるというような方向でございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 6番 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） おはようございます。議席番号6番 庄田昭人でございます。

議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いをいたします。

今回の総合戦略の策定計画について動いていることと思いますが、私の一般質問の中でさせていただきましたのは、現在、財政が厳しい中での地方創生は、今後の瑞穂市の目指す大切な事業であると考えております。しかし、今後のまちづくりのためにあれもこれも必要と、多くの計画がつけられてきたのではないかと、さらに今後につくられていくのがこの今後の総合計画であり、策定計画であるということではありますが、その審議会やパブリックコメント、アンケートなど、職員の仕事書類づくりに追われているようなことになっていないのかということは質問させていただきました。

しかし、この地方創生では、地方の取り組みがスピード感を持って取り組むことが必要であり、最終的には地方がみずから地方総合戦略策定計画をしっかりと、判断していくこととなる、今回の議案であります。

この創生総合戦略は、地方がいかに取り組むのか、今後危機感を持って取り組む意欲が問われているのが、今回のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略ということではありますが、提案理由の中に、安定した雇用の場や住みよい環境をつくり、地方への人の流れを生むことで人口減少に歯どめをかけ、活力ある地域社会を維持することを目指し、国と地方が一体となって進める地方創生を推進するため、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のように定めるということではありますが、よく市長も言われますが、2025年までこの瑞穂市は人口がふえる状況ではありますが、今回は提案の中、また国の指針も人口減少に歯どめをかけということを説明されておりますが、この総合戦略の中で、人口が増という部分と消滅地方がある、そのところは必死にこの事業に取り組んでおります。この必死に取り組んだものと、まだ人口がふえ続ける瑞穂市の中で、総合戦略の計画の中にどのようなお考えを含めて、さらに必死にやろうとする人口が既に減っているまちとどのような違いを持って進めるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの庄田議員さんの御質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごとというのは、先ほど来何度も申しておりますが、急激な人口減少と少

子・高齢化の対応をするということで、瑞穂市は本当にありがたいことなんです、2025年までは人口が微増傾向にあります。全国にあっても珍しいまちというふうに言えると思います。

ほかの市町の例を挙げては申しわけないんですが、この戦略において給付型の事業や、そのような事業で人を集めようとしているところがあるんですが、いかんせん、うちにとっては現在のところそのようなところがないので、安易にしているわけではありませんが、これから人口が2025年以降徐々に減っていくというようなことで、とにかく生産人口（15歳から64歳まで）をある程度確保して、活力あるまちをつくるというようなことで、今回取り組んでいきますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 先ほど森企画部長も急な政策転換により難しいという課題があるということでありましたが、当初はタイプ2の申請はしない、実施しない予定ということになっておりました。

しかし、私の一般質問の中では、10月末までにつくれるものであれば策定しなければならないと考え、変更したと答えております。また答弁の中で早くから着手しておればということはあると思いますが、現在策定に向けて取り組んでおると言っております。

しかし、今回が10月末の策定計画でありますので、10月末まででできたそれを読みますと、まずは本当に細かいことですが、表の中の「ずっと」という言葉があります。その「ずっと」という言葉が、私はこの表を見たり文章を読んでおると、19ページの中にありますが、「当分は住んでいたい」31.8%が最も多く、次いで「ずっと住み続けたい」23.5%となっていますといった、そのずっとがどういうことかということで、私も少し調べさせていただきましたが、まず一番の意味は「ほかのものと比べてかけ離れている様」ということになっておりますが、次の2の「同じ状況が長く続くという様」という意味もある。そうすると、意味としては2かなというふうに判断をさせていただきますが、やはりこれは同じ状況でそのまま住み続けるといったことではありますが、その「ずっと」という言葉については、何か私としてはひっかかりますが、森企画部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の19ページの「ずっと住み続けたい」、それと比較するような形で「当分は住んでいたい」というような項目になると思いますが、今回このアンケートを行いましたずっとというのは、これからはばらばらずっと住んでいたいというようなことで、長くというように私は捉えておりますが、この答えを一番期待したというようなこととっておりますので、答弁とさせていただきます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 調べたものの、意味としての2番という、同じ状況が長く続いている様ということで考えさせていただきたいと思いますが、かけ離れているということの比較ではないということは理解できるんですが、何か当分は住んでいたいといったような言葉の中から、もう少し何か説明があるような言葉でもよかったのかなんていうふうなことです。また先ほどのいろいろ具体的な計画案は各議員から質問されましたが、この総合戦略の中では具体的な計画が少し欠けているのではないかと。そうすると、今までの議員のように、ここはどうなっているのかというような質問が出てきますが、先ほどの説明の中で、この計画案は本来タイプ2の10月末までに提出するものであって、今後計画を直していく、訂正していくというような表現で、協議会の中、また今も説明がありましたが、私たちの意見を聞ける機会をもらえるというのはどのような計画を持っておられるのか、どのように今後私たちの意見、市民の意見を反映させていく計画があるのか、お伺いをいたします。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今、御質問にもございましたとおり、総合計画の策定を10月末までに策定するということが、策定した市町村にはそれぞれにその事業に応じたおおむね1,000万円の交付金があるというようなことで、瑞穂市も進んでおります。

当初は、10月末までに策定するということが、総合戦略との兼ね合いとか、総合戦略に後で加わって、先に総合計画を策定中ということ、総合計画に加わるものが先に先行する総合戦略に加えられないというような矛盾点もあるということから、10月末までにきちっとしたものを策定するということが無理ではないかというような考えもあつたりということ、一応10月末までには策定はしないような方向でございましたが、その後、他市町の状況とか、県のほうへ協議に行ったところで、この総合戦略にあつては、ある程度期間的に短いので市民の皆さん方からの意見も聞く機会が少なくなるというようなことで、改定をしてもいいというような指示があつて、瑞穂市でもこの12月に一度先行型事業の目標数値を検証して、新たな事業にするのか、どういうふうにしていくのかというのを踏まえて、そのときに来年の1月あたりから市民の方へパブリックコメントをかけて、改定に向けて進めていきたいというふうに考えています。その際には、議員の皆さん方からも御提案や御意見をいただく予定でおりますので、よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 来年に改定をしていくということでもありますので、ぜひとも市民の声、私たちの声をそこに入れていただきたい。また、それが、一般質問でさせていただきましたが、総合計画の中とリンクしていくということを引きちつと入れていただきたいと思います。

総合計画のことについては今回は質問をいたしません、もう1点ですが、この総合計画の中にいろんな目標数値がありますが、平成31年、目標数値など、31ページ以降に載っておりますが、その具体的な数値はどこから持ってきて、どのようにこの数値が出てきたのかがこれには少しわからないので、今後改定するときには出生率というのもどのようなところから目標数値が出たのかということも書くべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の基本目標でございます、例えば出生率については、過去の出生率等を比較して算定をしております。

また、御質問の中で一番気になる37ページあたりの観光における交流人口、交流入込客数等についての4万とか5万5,000というものの御質問も含んでおるとお思いますので、これらについても実は有識者会議の中から出てきた意見で、美江寺の宿場まつりの来訪者の数、ふれあいフェスタ、あるいは汽車まつり、ボウリング場の入場者、中山道を散策される方などをある程度こちらのほうでまとめたような資料がございますので、そのあたりについても改定するときには何かの形でお示しできるように進めてまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） やはり大切な地方創生の事業でありますので、しっかりと進めていただき、また今後、総合戦略と総合計画を策定していただき、また職員の仕事が書類づくりに追われているようなことではなく、よりよくきちっと計画を進めていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

けさまで議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての議案には、まあ賛成しちゃおうかなと思っていました。でも、この議場で特に、これは左翼になるんですかね。こちらに向かって左の席の方たちの非常に活発な質疑——突っ込みですね、簡単に言えば今の言葉で言うと——を聞いているうちに、そして恐らく問題点は執行部の方はわかっていらっ

しゃるだろうと思います。でも、やらざるを得ないと。その中でいかにばらまきの、突発的な事業を抑えて、瑞穂市がおくれている、基礎的な自治体としての力をつけるための事業を考えられたかという答弁を見ていまして、ちょっと逆説的ですけども、やっぱり反対することになりました。

以下、もう少し具体的に理由を述べます。

人口増にしたい、または人口減を食い止めたいなら、今まで自民党がやってきた政策を謙虚にまず反省し、大きな方向転換をする必要があります。それがない。さらに同じようなことをやっているだけじゃないかと、非常に不安感がございます。

もうちょっと具体的に申し上げますと、人口減を食い止めたいのなら、ほかにやるべきことがあると。これ事業ばかりやらせるわけですけど、お金をばらまいて。

システムですね。随分言われておりますが、まず雇用に関して同一労働、同一賃金というのを目指さないと、若い人の格差はひどいものです。そういうことをやらないで、結婚しろ、子供を産めと言ってもできません。雇用ですね。それから、もう1つ私が思うのは結婚制度です。先進国の多くは事実婚を認めております。日本は認めません。

大きなことでいえばこの2つだと思いますが、こういうふうにシステムを一向に改善しないで、お金をばらまいていろんな事業をさせると。この基本的なのは、冒頭に申し上げましたように、今までの自民党のやり方を全然方向転換してないと私は思います。まず経済、もっと経済、もっとお金という方向、やり方だと思います。こういうことをやっている、もう日本が、地方も今回含めたわけですが、ちょっとの間だけはちょっとうまくいったように見えると思うんですけど、世界の環境は完全に破壊されていきます、ますます。これは食料難になっていきますね。TPPの今後が非常に不安ですが、環境問題があります。環境問題が悪化すれば食料難になります。そして、貧富の差はますます、格差ですね。世界的な格差、日本の中の格差もそうです、地方の中の格差もそうです。アメリカでは既に金持ちだけのまちというのをつくっているそうですね。ここまで行っているわけですね。この方向と何ら変わらないんじゃないかと。貧富の差もふえる。そして、平和な暮らしの格差もふえていくと思います。シリアの難民がヨーロッパに押し寄せていますけど、あのもとの原因はアメリカのイラク攻撃にあるわけですね。こういう世界規模のものを崩しておいて、また500兆円のGDPを600兆円にするというとてもない目標を掲げていますが、方向とやり方を全く変えずに政策をミンチ化して、ひき肉化して地方へおろしてくる。これでうまくいくわけがないと、非常に不安感を持ちます。

以上、本当にやるべきことは何だろうということをこの小さな地方議会の政治家の端くれである私たちも考え、本当に有効なことを市役所の職員の方々にもやっていただけるような政策を考えつき、提言できるような議員になっていきたいなと壮大なことを思いながら、反対討論といたします。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 6番 庄田昭人君。

○6番（庄田昭人君） 議席番号6番 庄田昭人。

今回の議案に賛成をさせていただきます。

今回は、先ほども説明をいたしました、総合戦略の中のタイプ2の申請でございます。今回、この議案を反対したならば、タイプ2の申請は10月末までに行われなければならない約1,000万の事業であります。これを反対することによって1,000万は要らないのかということになってはならない。今回のタイプ2の申請は、空き家利活用推進事業ということになって、先行型上乘せ交付金タイプ事業としてのタイプ2でございます。今年度、この27年度実施する議案でありますので、ぜひとも大切な、本当にやらなければならない事業としての今回の議案策定計画であります。なので、今回は今年度申請をして取り組み、さらに次年度計画へも継続をしていくという答弁もありますので、大切な今回の議案第67号でございますので、私は賛成討論とさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、庄田議員が反対すると1,000万円は要らないのか、こういう話をされましたけれども、先ほど申し上げたまち・ひと・しごと創生法の審議の中では、民主党も維新も生活の党も社民党も無所属の会も反対をしております。

私が先ほど申し上げたように、このまち・ひと・しごと創生基本方針2015というもののサブタイトルは、ローカル・アベノミクスの実現なんです。自公の皆さん方はアベノミクス大いに結構でありましょうけれども、私は、アベノミクスとは弱肉強食の市場原理、市場主義、自分のことは自分の責任を持ってやりなさい。社会的環境がどうであれ、母子家庭であれ、あるいは身体障害であれ、そんなことは自分の責任です。自己責任でやりなさい、こういう思想なわけですよ。そして、その思想は、トリクルダウンの理論が破綻をしたように、決して大企業の人たちや株を取引する人たちが大もうけをしても、40年国民年金を掛けてもわずかに6万5,000円、夫婦でそれをやっても13万円。私のような借家に入っているような者からすると、家賃を払ったら手元に一体どれだけのお金が残るのか。介護保険も高くなっていく、国民健康保険も上がっていく、まさに最低限の命と生活すら守れないんです。ローカル・アベノミクスが広がり深まってくると、1,000万どころじゃないんです。命と健康が奪われる大変な問題なんです。

ですから、総合計画の個々の政策もあります。それとの関連で同様の、私も賛成するような個別の施策はあるんですよ。けれども、その大もとがアベノミクスに立脚をしている限りは、5年たとうが、10年たとうが、日本国民の未来というものはないということを申し上げておきたいと思います。

本当にその未来をつくるためには、先ほど申し上げたように、税財源を地方に移してしまえばいいんです。中央政府がちょこっと地方に上げて、あとは中央で吸い上げて、そして自分の政権をコントロールするために税金を適当に分配をする。それで中央集権国家がますます強化していくんです。そんなことは明治以降わかり切ったことなんです。自公政権は数を持っているんですから、やろうと思えば国民のために税財源を中央から地方に移すことができるんです。ぜひそれをやっていただきたい。そのことを地方議会の中から、それこそ全国に広げていく、このことを申し上げておきたいと思います。

したがって、そういうふうな個々の問題は賛成するものはありながらも、それこそ戦略的にローカル・アベノミクスを自分たちの神様にする、こういうことは間違いだということもあわせて申し上げながら、反対の討論としたいと思います。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 森治久君。

○1番（森 治久君） 議席番号1番 森治久でございます。

このまち・ひと・しごと地方創生総合戦略に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど1,000万がどうか、こうであるかというお話がございましたが、そうではございません。1,000万がもらえるもらえない、使う使わない、利用する利用しないということではなく、先ほども議員の皆さん方の質問の中で執行部のほうからは、今回の総合戦略は来年の3月の議会には上程されるであろう第2次総合計画、これは瑞穂市にとっては中期・長期を展望するにおいて、大切になる第2次総合計画でございます。この第2次総合計画とリンクさせる中で、今回のまち・ひと・しごと地方創生総合戦略はソフト面のみを抽出して、戦略として掲げたものであるというお話でございました。

私も、今回提案された総合戦略の中では、まだまだ中・長期的に見ると政策として足りないものがたくさんあると思いました。しかし、それは第2次総合計画の中でリンクさせる中で、しっかりとうたうというようなお話でございました。そんなことから考えますと、コンセプトはしっかりとしておるものと私は理解をし、賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決は、採決とあわせて採決システムも使用しています。反対者は反対のボタン、賛成は賛成のボタンを必ず押してください。

これから議案第67号を採決いたします。

議案第67号瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第67号は原案どおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。再開は11時10分から再開をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時07分

○議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

これから議案第68号土地の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

質問者に申し上げます。なるべく議案に基づいた質問をしてください。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこ。

議案第68号土地の取得について、質疑をいたします。

この取得の目的の説明につきまして、こう書かれております。（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業用地のために買うと。確認ですが、既に行った分、単価が平方メートル当たり全部1万2,000円として計算しておりますが、今回と同じとして計算しましたが、既に購入分が1億6,245万6,000円、今回が2,300万4,000円。今、借地ですが、できるだけ買うという方針ですので、これが将来5,499万6,000円と。全部合わせて2億4,045万6,000円、2億4,000万円になります。これ土地代だけで2億4,000万を（仮称）大月運動公園整備事業の用地取得のためとありますが、この事業内容について御説明いただきたいと思っております。

以下、自席でお願いします。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

事業内容ということを言われましたが、これは御承知のとおり（仮称）瑞穂市大月運動公園

整備事業を進めていたときの事業名になっています。平成26年3月に議案修正がありまして、これは事業としては今とまっておりますが、そのときに既に事業用地として取得していたものがありますので、これについてももう一度この名前が出てきますのは、議決に必要な議案名が1事業、1つの案件ということで、この土地を全て取得するまで同じ事業ということで、この事業名を使わせていただいております。

ということで、今回この土地の取得を出させていただきましたが、具体的に何をするかという御質問だと思いますが、これも御承知のとおり、事業としては今ストップしておりますが、ただ正式には総合計画の中には多目的広場となっておりますが、この事業自体を進めるということで、土地を既に購入しているということで、この多目的広場の目的、これが目的で、詳細な事業についてはこれから議会の中で検討していただくということを、これも議会の中でも答弁としてお話ししていると思います。ということで、事業として何をやるのかというのは、今はっきりここで申し上げることはできませんが、事業として継続をしているということで、この土地を取得したいということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 土地を取得する議決に必要な議案名としてこの名前にしていると。ですけれども、事業の具体的な内容はストップしているということでしたね、今ね。総合事業では多目的広場になっているということなんですが、具体的な内容がなくて、名前があれば何でも買えるというものではないはずですね、行政がやることは。じゃあ何とか事業と名前をつければ、内容がなくても、白紙状態になっていても土地が買えるか。今、土地が必要な事業について言っていますが、というわけではございませんね、行政がやることは。

土地開発公社とかで先行取得する場合は別ですけど、調べてみますと、行政財産で扱いたいと副市長が9月議会で言われましたが、行政財産としても、その目的に利用されなくなった場合になるのではないのでしょうか。つまり陸上競技場はなくなったわけですね。現在白紙状態ですね。事業内容が現在ないことになっていますから、その目的に利用されなくなった場合には用途廃止を行い、一般に所有する状態と変わらなくなって普通財産とすると、法律的にはそういうふうになりますね。普通財産でも使わなければ遊休地みたいなもので、財務省としては積極的に処分をするようにということを勧められているということです。

これはネットに出ている説明ですが、こういうやり方にのっとって、そもそも監査である土地は一旦戻したらどうかと指導を受けたわけですね。そこから陸上競技場がにわかにか起こってきた経緯がございます。もう決まっていることなんやでと。これは文教で陸上競技場が出たときの最初の説明でした。もう決まっておることなんやでと議員2名が言い、市長が、ありがたいお話で、ぜひ陸上競技場をつくりたいというふうに進んでいったわけですね、走り出しちゃ

った。でも、住民投票条例の署名まで集まった時点で、にわかにならぬまま賛成していた多数派議員たちも反対に回り、今御説明にあったとおり、予算が削除されたという経緯がございます。

ということで、名前はあっても事業の内容がない土地を買うということはできないんじゃないでしょうか、重ねて御質問申し上げます。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、くまがい議員さんが言われました土地の取得についての基本的な線というのは、今言われたとおりでございます。市町村が財産を取得するには、本来ははっきりした目的が必要だろうと、それはそのとおりだと思います。

この場所に集められた理由といいますのは、やはり巢南の地区で土地改良等で換地処分を行われたと。その際には、巢南の庁舎周辺にいろんな公共施設を集めようということで、地域の皆さんも御努力されて、この場所に土地を集められたという経過があります。

その場所についてどのようにしていくかという経過につきましても、現在説明があったとおりであろうと思います。また、直接請求等においても、確かに多額のお金を使って今つくる必要はないということについては、多分皆さんの思いはそうであったと思いますし、それをもって、この間、議会の皆さんもそういう判断をいただいたと思っております。

そうした中でも、やっぱり多くの市民は、こうした土地を広々とした自然豊かな公園として、またいろんな世代の方が使える公園としてということで、皆さんの意見としては何とかお金をかけずして皆さんが集える場所にしてはどうかと、そういう趣旨があろうかと思っております。名称につきましては大月運動公園ということになっておりますし、巢南町さんもタウン構想の中ではいろんなテニスコートとかゲートボール場とか、いろんな案もまたつくっておみえになると思います。総合計画の場合でも多目的なグラウンドとうたってあるのは、そうした趣旨をしっかりと受け継いできているというふうに考えております。

そうした点では、用地を取得する上ではどちらかというと先行的取得の目的になるかと思えますけれども、おおむね皆さんの御意見というのは、地域の皆さんが集えるそうした多目的なグラウンドということですので、大きな目的の方針としては変わっていないということを考えておりますので、もう既に19筆のうち13筆が購入済みでございます。今回の物件を除きますと、あと5筆の4,500平米ということでございますので、きちっと整理するに当たりましては、皆さんの御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 現実を見ますと、目的は消えているのに土地を買うと。そもそも半分については陸上競技場に賛成議員が多かったんで、土地の取得を認めたわけですね。そこから出発しちゃって、もう半分買っちゃったわけですね。で、また足して買って来たわけですね。

そういう既成事実が走り出しちゃって、目的がないというのが現実です。

昨年の7月から8月ですか、直接請求の署名、そして予算をにわかにな否決されたことを受けてましてアンケート調査が行われております。これは、（仮称）大月運動公園整備事業の見直しに関するアンケート調査です。99件寄せられ、99分の16は「何もしなくてよい」という回答でした。その場合は、土地を返さなければなりません。

このアンケート結果の概要が公表されておりますが、このように書かれています。「いただきました意見を参考にして、今後は市として整備事業案を策定いたします。案ができましたら、再度皆様に御意見の募集をさせていただく予定です」と書かれております。これが昨年の7月、8月のアンケート調査の報告です。もう1年以上たっているわけですね。その後も用地を買い足されているわけですが、この新たな整備事業案はなぜまだ示されていないのでしょうか。つくられているんですか。つくられもしないで、市民の再度の御意見も聞かずに、土地を買うことだけ重ねていっているわけですね。ということでお聞きしたいんですが、アンケートを参考にした何を事業とするかという新たな案はつくりましたか。もう1年過ぎております。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これについては、まだ案はできておりません。

というのは、当初予算の中に大月の使用内容について、パース図の作成ということで予算を上げさせていただいております。その後、堀市長から棚橋市長にかわったと。その中で、この案についてはよく議会の中で検討していくようにという市長との話もありまして、これについては教育委員会だけではなく市として考えていこうと。というのも、先ほど言われましたパブリックコメントの中にも、子供から高齢者までが集えるようなという話とか、単純に公園とか、こういう御意見が多くありまして、ひょっとすると教育だけではなくて、教育以外にもかかわった事項についても検討する必要があるという話の中で、これは慎重に進めなければいけないというふうに思っています。そういう中で、今まだ案については作成を行っておりません。

もう1つ、多目的広場が、今年度、来年度にわたって全国レクリエーション大会のターゲットボードゴルフの会場地になっているということと、それから29年度には岐阜県の消防操法大会の会場にもなっているということで、議員の皆様方にも御了承いただいたところですが、この間まだ時間があるということで、じっくり検討を進めたいということで、今、案はできておりません。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 具体的な事業がないなら、購入は少なくともストップするべきではないでしょうか。最初の購入は、経緯としては仕方がなかったと思います。陸上競技場に賛成議員が多く、議決が通ったわけですから、そのために買うという議決が通ったことは仕方あ

りません、経緯として。

でも、その後はなくなったわけですから、これ2回目だと思いますが、その後買うことは。たしか5,000万ぐらいになりますかね、今回と足して。買うことはストップするべきではないでしょうか。

ただいま教育次長さんの御説明は、市長がかわったから、それから来年度、再来年度事業があるという御説明、2点ございますが、陸上競技場の平成27年度の予算が否決されてから市長がかわるまでに1年がありますか、否決されてからだよね。それから、新しい市長になってからも選挙から数えれば半年はありますよね。速やかに、アンケート結果もあるわけですから、しかも土地を買いたいということが問題だと思います。売りたい買いたい基本だからこういうことになる。土地を売りたい、そこへ議員が入って市長が買いたいということから始まっているから、こんなふう目的もなしに買うことが優先されるという事態になっています、経緯としては。経過としては。そこが問題だということの問題に私はしております。

だから、今1つ目を言いましたが、市長がかわったからというのは余りに遅過ぎます。かわるまでに1年あり、かわってからも半年たっております。この間に、何にも市からはこういう事業でどうでしょうかというのは示されておられませんね。これは行政の怠慢だと思います。あれだけ反対の市民の方が多かったわけですから、関心があったわけですから、早く示すべきであった。

そしてもう1つ、来年度、全国のレクリエーション大会の中でターゲットバードゴルフ大会があり、そして平成29年度は県の消防操法大会がある。それに使いたいという説明は、私たち議員は受けておりますが、そもそもただ名称を使っているだけみたいな説明ですが、大月運動公園整備事業、これも議会で申し上げたことがございますが、法的には、運動公園というのはそもそも都市公園の一種で、地域住民全般の主として運動の用に供することを目的とした公園が運動公園です。これは議会で陸上競技場のことを質疑、討論したときに申し上げたら、ここに使っている運動公園はそういう法的な意味ではないという答弁でしたが、そんな勝手に地方自治体がちゃんと都市公園法で定義されている定義と離れた言葉を勝手には使えないはずで。最近の御説明では、もともとの目的だった多目的広場にしたいとありますが、これ調べてみますと多目的広場というのも随分あるんですが、これはイコール運動公園になっていますね、全国では。つまり、いずれもスポーツ施設を主体とした公園ですから、しかも先ほど説明があったように地域住民全般の主として運動の用に供することを目的としたのが運動公園であり、イコール多目的広場なんですね。だから、多目的広場にしたいといっても、何らかの運動施設なんです。

ということで、地域住民全般の運動のための施設をするんなら、大体こういう基本的な知識というのは調べればわかるわけですから、全国共通の言語で使わないといけないと思います。

混乱が生じるばかりです。それにのっとなって速やかに事業を明示するべきであった。これをやらないのは、非常に行政の怠慢。これは瑞穂市の行政だけですから、今回のこの問題は。さっきのまち・ひと・しごととは違いますから。

担当は教育委員会の生涯学習課なんですけど、でも前の市長さんも新しい市長さんも速やかにこれをやるべきであったと思いますが、その点いかがでしょうか。新しい事業を提示するのが非常に遅い。目的がないのに土地だけ買っている事態というのは、非常にずさんな税金の使い方だと言わざるを得ませんが、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 陸上競技場をつくるということについては、皆さん賛成はしないということでは、議会のほうも御理解をいただいていると思います。

先ほど私が申し上げたのは、地域の皆さんがあそこに土地を集約したという願いというものはどうでしたかということもありますし、また今くまがい議員さん言われたように、26年7月7日から1カ月ほど、直接請求が終わった後にまたアンケートをとっているわけですが、その中で99件ほどの御意見があったということでございます。

その中の大きな皆さんの意見としては、何とか広場として活用したいよねというのが多くの意見でございます。公園的なものとして使っていただきたいというのが大きな意見だと思います。ただ、財政が厳しい折であるので十分協議をしてほしいと、お金を使わないでほしいという意見が多かったのではないかなと思っております。

今言われるように、目的をはっきりすべきだというのはよくわかりますし、そのとおりだろうと思いますけれども、こうした財政事情の中でこれだけの事業を進めるには、やはり計画的に物事を進める必要がありますし、市民の皆さんの御意見を十分お聞きして、また十分協議をした中でこの土地の有効活用というのを進めていけばよろしいかと思っております。その間、土地を所有している者、借地権がある者という不安定な状況でこうした土地を持っているというものどうかと思っております。3年に1度、土地の使用料等の見直しをしておりますけれども、基本的には公共用地というものは取得をするのが基本だろうと思っておりますので、そうした方向へ進めていきまして、またこの公園をどうしようかということについても今後できるだけ早くというのは当然でございますけれども、今後進めていきますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 御理解できないので質問しております。

公共用地は基本的に取得する方向だと言われますが、せんだっても借地が巢南地区と穂積地区にどれだけあって、どれだけ払っているかという表をいただきましたが、基本的に大月だけ

は異質なものです。ほかは全部使っているんです、既に。上に建物も建ち、建物が建ってないところでも既に目的がちゃんとあるんです。大月だけが目的がないんです。ですから、一緒にすることはできないはずで、ほかのところと同じように。買ってからしか公共用地にはなりませんから。それで後から目的をつくるわけでしょう。

それからターゲットバードゴルフ、あと県の消防操法大会、これに使う予定だというけれど、先ほど申しあげましたように、繰り返しますが運動公園というのは地域住民全般が主として運動の用に使うと。これが目的ですから、県とか全国大会の行事に使うために公園整備するのは、目的がまず離れていますね。地域住民が使えなきゃいけないわけです。

そもそも瑞穂市は、松野幸信さんのときには余りこういう話を聞きませんでした。その後、瑞穂市は土地を持っている方が、それは都市計画区域も調整区域も同じですが、とにかく土地を処分したい人が大変いらっやあって、しかも公共用地として買い上げてもらいたい、税金対策もあるでしょう、聞こえもいいんでしょう。ということで、土地を市に買ってもらいたいということを地主が言い、頼んでくれんかねとって議員が中に入り、そして市長が決断するという、この構図でずっと来ました、公園用地は。大月も含めて。下穂積公園の2億円も同じです。これが非常に蔓延していることに税金の無駄遣い、税金を使うときの倫理的なと言ってもいいような、皆様の心構えが欠けていると私は御指摘申し上げたい。

このことについてお聞きしたい。まず土地を売りたい、買ってくれんかねと議員が入って、じゃあ買ってあげましょと、癒着ですよ、これは。土地を買うことが目的ということから始まる話はおかしい。この点についての御見解と、もう1つ、今回……。

○議長（小川勝範君） くまがい君に申し上げます。

その発言等については訂正してください。癒着とか、いろんな関係との発言は。

○3番（くまがいさちこ君） もう既に何回も私ここで申し上げております。何で今回だけ訂正するんですか。

○議長（小川勝範君） 訂正しなさい。

○3番（くまがいさちこ君） 全部議事録を見てください、いっぱい言っていますから。今回だけの訂正を言わせないでください。

○議長（小川勝範君） 質問してください。

○3番（くまがいさちこ君） はい、質問させていただきます。

それで、これは事業目的がない土地のはずなんです、今回、過去の方もそうですが、5,000万までの特別の税金の控除はあるんですかね、譲渡所得税の。それをちょっとお聞きしたいんですが、目的がないはずなんです。

○議長（小川勝範君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この用地の取得については、控除はありません。一般買収で行いま

す。というのは、当時巢南町の時代から第3次総合計画の中でとか、第4次総合計画、そして瑞穂市の第1次総合計画の中で、この用地については多目的広場ということで位置づけられています。事業内容が多目的広場の整備ということで位置づけられております。

それでもって、当時旧巢南町のときに、この用地は土地改良事業の中で集積をしたということです。その集積した用地について、当時これを購入することがなかなかできなかったということで、これは将来的に購入をするという約束で借地にしたという経緯があるそうです。

これをずうっと借地にしておるんですけども、ただ借地にしてありますと経常経費が重なるということで、市としては借地については市として買い上げを行っていくという方針を持っておりまして、これに基づいてずうっと買い上げをしてありますし、3年に1度の借地契約の更新のときにも土地を売っていただけるようにということでお話はずうっとしてまいっておる中での買い上げでありますし、先ほど副市長から大きな目的は変わってないという話がありましたが、この事業内容、目的が多目的広場の整備ということですので、何ら目的は変わっておりませんし、この目的で購入をしているということです。詳細な事業内容がというのは、一時中断しているだけのことでありまして、今後進めていくわけですので、何ら問題はないと思っております。

今の控除はあるのかという御質問については、一般買収ですので5,000万控除等はございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 公共用地の取得の手法というのを調べますと、事業目的のない用地買収では、起債や補助金等の財源措置がなく、地権者にとっても税控除等のメリットが受けられない。したがって、財政面、市民、県民、国民への説明、地権者との交渉等のためにも、公有地化の目的を明確化することが必要であるという説明が載っておりますね。これは重々御存じだと思います。

そういうことからいきますと、既成事実を積み上げて、目的が後からついてくる。その原因については、先ほど言い直せというふうに注意されたようなことをずうっと言ってきましたから、陸上競技場のときからここで。今回だけ言い直しません。ということで、非常に税金の使い方として襟を正していただきたいです。これについての御回答をいただきたいです。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 土地の買い方につきましては、今くまがい議員がおっしゃったとおりで進めていくべきであると思っております。

それぞれの土地については、その土地の生まれというものがございまして、先ほどいろんな土地について、買ってもらいたいと言ったら、買うよということが言われた部分がありますけ

れども、ずうっと土地を見ますと、それぞれの時代によって土地がどんどん値上がりしていくときには、昔は皆さん、どうしてもお金じゃなくして替え地が欲しいということで、どこも土地開発公社の中で農地を持ったりとか、いろんなことがありました。それも違法状態の部分もありました。いろんな場合がありましたが、昔であれば皆さんが田畑からお米をとって生活をしていくということで、どうしても代替地が必要ということで、多くの土地を買って、またそれを代替地に提供するから、ぜひとも公共用地のために努力をしてくださいという時代がございました。そうした時代が終わりまして、その土地につきましては、今現在未利用地という格好で、市のほうも実を言いますとまだ抱えておりまして、そうした土地をいかに活用していったらいいかと。でも、それはそれで時代がそういう時代でありましたので、確かに将来を見しておくべきやったと思いますけれども、そういう時代であった過去を批判したところで、どうにもならない部分がありますので、今としてはそうした未利用地はどのように対応していくかということ、また皆さんと御協議をしているというのは事実でございます。

借地につきましては、確かに今現在使っている公共施設のものを先般もお示ししておりまして、できれば少しでも買いたいと。毎年借地料を見直したりとか、またお願いしに行くという、これも大変な業務でございますので、基本的には買収するというのが基本だと思います。

また、土地の買い方につきましては、しっかりと計画をつくって、その計画にのっとった買収をするというのが基本でございますので、またそれに伴って、そうした土地については収用等の特典がある。これも当然のことでございますので、そうした買い方で今後進めていくということで御理解をいただきたいと思います。

この件につきましては、地域の皆さんの思いがあってこの場所に集められ、また将来を見据えて、これは巢南の時代と違い瑞穂市の時代でありまして、それからにつきましてもいろんな施設等ができておりますので、瑞穂市全体としてこの土地を具体的にどのように使うかは、また皆さんと御意見を交わして進めるというのが当たり前だと思っておりますので、そのあたりは重々御理解をいただいて、用地の取得等につきまして御理解をいただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 執行部の立場としては、そのような答弁をせざるを得ないと思います。でも、私は議員の立場ですので、しかも議員というのは一部の代表ではなく、全体の代表であるという立場で発言をさせていただいております。

最後に市長にお伺いいたします。

やっぱりこういう流れで来たわけですね、瑞穂市は。先般の一般質問でも、棚橋市長に係る土地についても、私は2億円の土地買収をやめて、公約を果たすべきではないかということま

で申し上げております。こういう観点から、土地の売り買いがまずありきというのはおかしいと、流れを変えなきゃいけないと、こういう観点から今回の大月のことも質問しておりますので、そういう観点からどのようにお考えか、市長から御答弁いただきたいと思っております。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず御質問の土地疑惑という部分ですが、一切地権者の方とお話したこともありませんし、下穂積のことも、それから大月のことも両方含んででございます。個々にその土地の所有者と話したこともございません。

それから、大月の今後のことでございますが、このことにつきましては教育次長、そしてまた副市長のほうからも説明がありましたとおり、しっかりといろんなコンセンサスを見つけてきて、それなりの道筋をしっかりとつけていく所存でございます。ひとまずはターゲットバードゴルフの開催に向けて、その後は消防の操法大会の開催に向けて、それ以降のことはちゃんと我々なりにこれからしっかりと考えていく予定でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） こういった土地の買い方について、まず土地を買おうと、売りたい買いたい。どう思うかの答弁はございませんでした。国会と一緒にございました。

以上で終わります。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、くまがい議員からるる質問がございまして、重複する部分がたくさんございますので、また別の観点からも御質問を申し上げたいと思っております。

いずれにいたしましても、この議案第68号の土地の取得についての説明は、虚偽事実ということになるんじゃないですか。そのことをまずお聞きをいたします。

（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の土地取得、何回読んでもその文字は消えません。

（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の土地取得、取得の目的も（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業用地、こうなっていますね。

この大月運動公園というものについて、26年3月議会で（仮称）大月運動公園整備事業費が8億9,000万円計上をされましたけれども、修正案が提出をされまして、全会一致でその修正案が可決をされた、こういう状態になったんです。そのときに前堀市長はどういうふうに言っているかといいますと、これは6月議会の私の一般質問に対する答弁でありますけれども、「この（仮称）大月運動公園整備事業の関係におきましては、見直しをするということでござ

います。はっきり申し上げておきますが、全天候型の陸上競技場はつきりません。このことだけははっきり申し上げておきます」と、こういうふうに言われまして、この議会の提案説明の中ではこういうふうに言われています。「(仮称)大月運動公園事業については、議会の御理解が得られず、当初予算案が修正され、実質白紙状態となっております」と、こういうふうに言っておるんですね。要するにこの大月運動公園、仮称でございますが、今度は大月運動公園という名前も変わると思います。これは私の質問に対して答弁していますから。この2つを見たときに、普通、私が受けとめたのは、(仮称)大月運動公園については、今くまがい議員が言ったように、その事業自体が頓挫してしまった、白紙に戻った。こういうことに、市長の答弁を踏まえてもなるんじゃないかと思うんですね。

そうなってくると、先ほどのやりとりを聞いておきますと、その後どういう施設をつくるかという具体的な事業計画案もできていない。できるだけ早くつくりたい、こういうことでありましたが、くまがい議員の言葉で言えば、目的がないのに市が土地を買うのはおかしいんじゃないかということですけど、その点について、どこにどれだけの施設をつくるかもわからなければでしょう。そういう状況の中で、どれだけの広さのものが実際必要になるか、決定されてないわけでしょう。そういう中で購入ができるんですか。どういうものがどれだけ必要かもわからずに、2,300万出して借地から市のものに購入できるんですか。それもちょっと聞いておりますよ。最初は虚偽じゃないかということをね。そして、今のお話。

あと、ちょっと確認をしておきたいんですけど、行政財産というのはどういうものですか。もう1回その定義について言ってください。行政財産とはどういうものか。それを聞いてからまた質問をさせていただきます。

○議長(小川勝範君) 早瀬副市長。

○副市長(早瀬俊一君) この大月運動公園については、まず白紙状態ではないかということでございますが、この中身としまして、これまた言いますといろいろ問題はあろうかと思えますけれども、広場とか公園というものはどういう状況で使用するかということになろうかと思えますが、皆さんの反対されたのは陸上競技場をつくるという基本的なところについては反対ですし、それについては見直しますと堀市長は言っておられたというふうに解釈をしております。

よって、本当の目的で、この土地を広場にしていくよというところをまるっきり白紙になったというふうには解釈していないというふうに思っておりますので、基本的には虚偽ということではないと考えております。

また、用地につきましても、先ほど話がございましたが、一団の土地ということの中に借地が虫食い状態であるということございまして、当初から次から次に拡大して買ってやるわけではございませんので、敷地の中の借地の部分を買うということで御理解をいただきたいと思えます。

また、フェスタに使用します、操法大会に使用するというのは、目的でなくて使わせてもらうということで御理解をいただきたいと思います。

また、当然私どもは買うものにつきましては、先ほどからも言うておりますけれども、本来は具体的な取得目的があって買うというのが基本でございましょう。そうした中で、今までの流れの中から将来を含めて、今の時点では多目的な広場として使用すると。当然取得するものでありますので、行政財産ということで御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 行政財産とはということが明確に言葉として言われなかったんですけれども、よその自治体の外部監査等の中でも行政財産として適切かどうかというようなことは指摘が出ておったりしていますよね、調べられればわかることなんですけれども。

それで、行政財産というものは普通地方公共団体において公用、または公共の用に供し、または供することを決定した財産なんですね。その大前提は、具体的な事業計画が決定されているということですね。だから、必要があるからどこの土地を幾らでどれだけ買う、それを行政財産として買うということがまさに合法的、かつ適正手続として認められるわけですね。

その立場から考えれば、先ほどからのやりとりで明らかになったように、早瀬副市長はくまがい議員のおっしゃるとおりやと。そのとおりですけれどもと言いながら、実際は土地の買い方が不適正だということにはならない。経緯もあって、理由があってそこに集めているんだから、確かに多目的広場ということもあるけれども、陸上競技場をメインとしたものではないけれども、運動的なことだから一緒なんだと、こう言い続けているわけですよ。けれども、それは地方自治法の精神を踏まえれば、手続が荒っぽいと思いますよ。とてもじゃないけど、先ほど次長も説明されたけれども、この議案の説明、あるいは取得目的で（仮称）瑞穂市大月運動公園整備事業の土地取得、これは対外的にも全部これ出るわけですから。市民にも情報公開やれば出るわけですから、非常に違和感を持たれるんじゃないですか。一般人の常識を持ってすれば、こういう表現は違和感を持って受けとめられるんじゃないですか。どうですか、それ。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 西岡議員が言われるように、確かに名前というものは非常に大切でございまして、本来であれば的確な目標を持ってその名前を書くというのが本来でございましょう。

ただ、それには確かに言われるように、明確な見直しというところまでは行ってない部分がございますが、明確なものが今の趣旨と違っておれば、取得の目的というものを変えなければならぬと思いますし、それにつきましてはまたそれは議論の中の一つだと思いますけれども、今言いましたように本来の土地の取得というものにつきましては、今言われるとおりでござい

ます。今後はそのように進めていく必要があるかと思っております。また、あるべきだと思っておりますので、この土地のずうっと成り行き、経過を見まして、それについてはどうだということを総合的に考えた場合には、今の場合はこれをお願いをしないと云わざるを得ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 適正手続からして、ちょっとそれていっちゃう。なし崩しのうまくやろうというやり方が、得意になったらいかん、それは違うと思う。やっぱりどの立場で考えても、それは適正だねと。私はちょっとあんたが気に入らんけれども、手続はそれが正しいねということが、公金を払う全住民の立場に立った公平な考え方であり、行政行為であるというふうに思うわけです。ですから、本来ならばそのとおりであります、土地購入のやり方はね。

本来は、どういう経過があろうかが何しておろうが、やっぱりその手続に従って行政をやらなきゃいけないですよ。先ほど申し上げたように、公用、または公共の用に供することを決定した財産ということからすると、これを厳密に厳密に読んでいっちゃうと、やっぱり適正ではないな。本来はそうなんだけど、今回はまあまあということじゃなくて、ちょっと立ちどまって、その対処について考えなきゃならない。

確かにうちの場合は、数十年前は町の開発公社、要するに特別法人の公拓法による土地開発公社ではなかった。それがために、町の不動産屋として適当に買って、また民間に売るとかいいうことも許された。そのことが要するに道三めん事件と結びついたんで、その後は土地開発公社として、公有地の拡大の推進に関する法律に基づいてつくり直したということですよ。

公拓法によれば、今の法律がどうなっておるか、ちょっと詳細まで調べてないんですけど、当時は先行取得であっても1,500万円の控除があったわけですよ。それで公共用地を実質上、先行取得で集めていったということがあるんですけども、その手段、方法について一つ一つチェックをして、だからだめだ、だからこれしかないんだというプロセス自体も、余り質問しても表に出てこない。結論のところだけ、本来はそうなんだけど、今回はそういうことかみたいな形で流されてしまうということは、くまがい議員の言葉で言えば、要するにずさんであったりするんじゃないですか。私も同感ですので、ちょっとずさんじゃないですか、どうですか。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 皆様のお手元に詳細図、今回の購入する地図があろうかと思えます。当然この地域から離れた場所を買うということであれば非常に問題ですので買うことはいたしませんけれども、今現在の一団の中の一部が既に虫食い状態という状況でございますので、その点を御理解いただきたいと思っております。

そして、土地の取得については、西岡議員が議会の議員に立たれてから、ほとんどが土地と

契約で半生をつづってこられたくらい土地についてはいろいろと御指摘もいただきました。また、それについての対応をしてきたのも、私がかなり10年ぐらい土地の問題ばかりで苦しめられましたけれども、そうした中でやはり土地というのはしっかりと目的を持って買うというのが基本でございますので、そうした土地の買い方につきましては、今後きちっと進めていきたいと思っております。いろんな計画がございますけれども、その計画につきましても計画の段階で皆様方に御相談をしがてら、また市民の意見を入れがてら計画を立て、また進めるという格好に進めてまいりたいと思っております。

今現在進んでおる事業が、そのように言うけれども口ばかりで進んでおらんぞと言われることもありますけれども、進めるにはまるっきりとめてしまうわけにはいきませんので、今後の進め方としては、計画を立てる前には計画そのものを市民の皆さんに御意見をいただくと、それだけの準備をし、また土地を購入するに当たっても皆さんの御意見をいただくという機会をつくっては事業を進めるということで、土地の取得、事業の進め方を見直していきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） 何回言ってもくまがい議員と同じ答弁だし、私に対しても同じ答弁。

これからこの問題だけじゃなくて、いろんな難しい問題も出てくると思うんですけども、本来はそうだけれども、今回はちょっと、今後は一生懸命やりますと。現実の部分だけがちょっとになっているんですよ。本来は本来、これからは本来だけど、今のところだけは本来がつながらないね、言葉でね。それは話を聞いていて、はいそうですねとはならない。そのこのところであれっというふうにならざる。だから、その不信を丁寧に説明して説得をする、あるいは理解をしてもらうということが行政の住民からの信頼の広がり、深まりにつながっていくと思うんですね。

だから、何回聞いてもそこで頑張っているんで、ちょっと私も疲れてきますので、余り同じことの繰り返しはやめておきますけれども、主張だけはきちっとしておきたいと思っております。

いつどんなときでも、土地の問題であれば、1筆がどれだけ狭い土地であっても、狭いからいいんだという問題じゃなくて、きちっと将来的に問題がなきよう適切手続を踏まえて行く。

もともとが（仮称）大月運動公園整備事業用地として借地をしていたんだから、今度は行政財産として同じ名目で土地取得をしてもいいんだということにはならない。それがなるのかということなの。そのことを宿題として、副市長が答弁したから、市長も本当は一番のリーダーなわけだから、そこをしっかりと踏まえておかないといけないと思うんですよ。

どうですか、最後に市長、今まで副市長とやりとりしてきたんだけど。

○議長（小川勝範君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 質問にお答えいたします。

確かに大月運動公園という名称自体、しっかりとそこら辺も精査していかなきゃいけない部分だと思っておりますので、今後、そういった計画名自体もしっかりと考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 西岡一成君。

○4番（西岡一成君） このままだと虚偽表示になりますよ、虚偽事実になりますよ。それだけは言っておきます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

先ほど副市長の答弁の中に、普通財産と行政財産の言葉が各議員から出ていますけれども、行政財産につきましては自治法の238条の4項、普通財産につきましては自治法の238条5項があるわけがございますけれども、あくまでも行政財産というのは目的がはっきりしていることが行政財産でございまして、私たち消防の県の大会に行っても、総合グラウンドで一部使用で操法大会を行われているところでございます。行政財産と普通財産の区分、そこら辺を明確に再度確認したいと思えます。以上です。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今言われるように、具体的な取得目的がしっかりあって行政財産というのが基本だと思っております。

どちらかといいますと、先行取得的な部分が多少あろうかと思えますけれども、本来の目的そのものの主体というものはしっかりしていると思えますので、基本的には用地を取得とすることで行政財産と考えております。また、行政財産でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） いろいろと、前市長、現在の市長も、今まで財産取得については、議会で議論しながら進めてきたところでございます。

私もこの行政財産と普通財産、そして今言っている土地取得について、手続上、もっとゆっくり目的をはっきりして、議会を通して県のほうへ申請すれば、あくまでも収用で5,000万控除がきくということでございますけれども、既成事実が動いておる以上、あくまでも前向きな形で取得するというのが議会でみんなで認めた内容でございます。

今後の土地取得については、利用目的をはっきりし、道路、あるいは鉄道、あるいは公園等、

全て地方自治法の公有財産の取得について238条4項でございます。普通財産については、あくまでも普通ですので、これから土地を自由に使って行政で皆さんが決めていくものでございますので、土地利用と普通財産が大きく違いますので、行政財産についても今後しっかり、取得、あるいは借地については前向きに財産を取得すべきでございますので、普通財産と行政財産の区分について非常に執行部のほうも曖昧なところもございますが、今後取得については理解を十分して、税制対策について地権者が不利益をこうむらない形で取得をお願いしたいと思います。

もう一度副市長にお尋ねしますが、今後、行政財産、普通財産の取得についてどのように進めていくか、確認したいと思います。以上です。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 用地の取得というのは、しっかりと目的があって購入というのが本来の姿でございます。そうした方向で進めていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

議案第68号土地の取得についてに反対の立場で討論いたします。

（仮称）大月運動公園整備事業の用地取得の議案に反対いたします。理由は、明らかに議案の名称となっている事業目的の実態がありません。実態がない目的のための土地取得に反対いたします。

まず土地の売り買いが先にあって、目的は後づけでございます。こういう税金の使い方では何億円も使っているわけです。税金の使い方として納得できません。

約半分の土地の取得については、陸上競技場をつくることについて賛成議員が多かった時点ですので、これは経過として仕方ありません。しかし、その後、虫食い状態の未取得地を買うことは予想できたわけです。できましたね、今の御説明によれば。だったら、なぜ早く次の事業案を出さなかったんですか。否決されてから、そのときの市長がやめるまでに1年あり、新市長になってからも、ほぼ選挙から半年たっているのに、一向に間に合いませんでしたという話でもなく、新しい事業案が示されてないではありませんか。こうした瑞穂市の行政の、行政

手法として非常にずさんというか、未熟というか、前近代的というか、その流れを引きずることに大変不安を覚えます。

これからの時代、市民は老いも若きも大変厳しい時代になってまいります。生きていくのも大変、万事が大変な時代です。お金さえたくさんあれば幸せという時代はもう過ぎました。お金イコール幸せの時代ではなくなりました。でも、最低限お金は必要ですけど、そのお金さえ確保するのが難しい時代なんです。それでも税金を取られるんです。何ですか。

○議長（小川勝範君） 68号に対しての反対を述べてください。

○3番（くまがいさちこ君） 述べています。

○議長（小川勝範君） どうぞ、もういいですか。

○3番（くまがいさちこ君） とめないでください、私の発言をしているときに。

○議長（小川勝範君） 68号に対しての反対討論ならいいんですよ。

○3番（くまがいさちこ君） 本当に私物化だと思いますよ、議長さん。反省してください。

以上で反対討論を終わります。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小川勝範君） 5番 若園正博君。

○5番（若園正博君） 5番、新生クラブ、若園正博です。

この（仮称）瑞穂市大月グラウンド公園整備のことにつきまして、先ほどもございました土地取得についてのあり方は、やはりきちんとすべきではございますが、一步前へ進めていくなれば、この瑞穂市大月グラウンド整備は必要な事業の一つと私は考えております。

旧巢南町時代からの念願でございました。この説明につきましては、先ほども巢南町の教育委員会におりました高田次長よりも説明がございましたが、その取得に関しては巢南町の念願というか、市民のため、いや町民のために必要なグラウンドであるというふうに自負しております。買い足しではなく、中身のある大月の方の1272のところの取得でございますが、つけ足しではございません。過去、巢南町の計画のときからずっとお借りしておりました借地でございます。このところの取得ということで、このグラウンド整備が一步前へ進んでいくんではないかと思っておりました。

確かに陸上競技場の案がございました。非常にうれしく思いましたが、きょうお話を聞きましたら、議案は可決したのに住民からの再度の計画持ち越しというか、計画案変更で白紙に戻ったわけでございますが、しばらくは、この間私が答弁しました平成29年の消防が終われば、それからどのように活用していくか、これは市民の皆さんと一緒に考えていくべきことかと思っておりますので、この取得に関しては私自身賛成の意見を述べさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

議案第68号土地の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより、日程第7、議案第69号財産（消防ポンプ自動車）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議案第69号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてでございます。

これは消防体制の充実を図るということで、7分団に消防ポンプ自動車を購入するわけですが、金額としては消費税込みで2,008万8,000円ということでございます。

お聞きするのは、合計7分団になるんですけれども、各分団にこういった大きな車が配備されてくるわけなんですけれども、各分団の体制といいますか、1から7あるわけなんですけれども、配備基準というのはどういうふうになっているのかと。

それから、将来的な瑞穂市の消防団員、200名近くいるわけなんですけれども、この団員の数字と瑞穂市の常備の消防職員の関連性ですね。今後どうなっていくのか。

それから、7分団に車両が入ると思いますけれども、その場所は本田の1434番地1とうたっていますね。場所は確認していませんけれども、ここに配備をした場合に土地の購入というのかな、施設の整備が伴うのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そこについてお答えを願いたいと思います。

以下については自席から行います。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） まず車両の配備基準について御報告申し上げます。

今現在は6分団で運用をしております。そこで、6分団に対しまして消防自動車が6台、それから各分団ごとに軽の積載車を1台ずつ配備しておりまして、それにあわせて、1分団、2分団につきましてはもう1台軽の車両を用意しておりまして、都合消防車につきましては6台、それから軽の積載車については9台配備しております。また去年、損保協会から1台贈呈

がありまして、それにつきましては本部のほうで運用をしております。

配備基準ですが、これは消防団の団員数とも兼ね合いがありまして、車両1台運用するのに最低3人ずつ必要になってきますし、現場での活動もございますので、むやみに車両をふやすと、今度消防団員が足らなくなるというようなこともございまして、今の配備基準にちょうど合っているんじゃないかというふうに思っております。

それから、消防団と消防職員との兼ね合いということでございしますが、今現在、消防団員につきましては目標で7分団制にしたときに242人という体制を考えております。条例定数につきましても242人でございしますが、各分団、面積、それから定住人口等々で、先ほど申しました車両の運用も含めまして242人が適正ではないかというようなことを思っております。

消防職員につきましては、岐阜市との消防業務の協定によりまして、瑞穂署には70人近くの消防職員の方が勤めてみえます。昔から言いますように、消防職員につきましては「千人一人」というような言葉がありまして、人口1,000人につきまして1人ぐらいの消防職員が適正ということを聞いておりますが、それは昔の話で今はもうちょっと人数がふえておりまして、瑞穂署につきましては70人ほど。もちろん瑞穂市に限定した活動ではなく、近隣の長良川の東側も活動の範囲として70人の配備をしておるということで、団と消防職員については特段、兼ね合いの決まりはございません。

それから、施設の整備につきましては、現在、この消防自動車7分団が使うということで、納入場所はここに書いてありますように本田の1434番地1でございまして。この場所はどこかといいますと、第1分団の倉庫詰所の西側に20年ほど前に建築しました旧の第1分団の車庫、ここが第1分団の活動場所でしたが、今現在は農協本田の支所でしたか、そこの跡で今活動しておりますが、20年ほど前に建築しましたその場所に配備をして、7分団ができ上がった時点で場所を移動するというような形を考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 消防団の目標といいますか、242名といたしましたかね、団員数。で、市の職員は70名だと。1,000人に1人の正職やという話をされておったんですね。70名の職員を確保しておるのは1,000人に対して1人の消防職員というふうに理解したんですけど、そうすると20名近くの消防職員が過大になるわけですがけれども、今後、市民の方が消防の分団員として活動するというのは、なかなかお仕事を持っている中で大変だということを聞いておるわけですがけれども、別に242という目標数を抑えてもいいんじゃないかというふうに思うわけですがけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） まずもって、先ほどの1,000人に1人というお話でございますが、これは私が20年前に聞いた話でございます、大体1,000人に1人が基準ですがということでございます。ただし、70人というのは、私どもの職員、今70人消防職員がおりますが、岐阜市消防本部で動く人間も数えますと70人ぐらい必要だということでございますので、よろしく願いいたします。

それから242人につきましては、やはり消防団の定数、各分団で今現在、ちょっと数字を忘れて申しわけございませんが、巢南地区の各4分団、5分団、6分団については30名、それから1分団、2分団、3分団につきましては同じく40名、45人というような数字でございますので、ただ大変消防団のなり手が少ない現状では、団員さんの確保もままならない状況でございますが、いざ災害となった場合、活動していただける方が全く人数が少ないということでは、将来何があるかわかりませんので、やはり消防団の数としては242人必要だというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君に申し上げます。69号についての質問をしてください。全体の消防体制の質問ではちょっと通りませんので、消防車の取得についての質問をしてください。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、本田の1434番地1ということでお話をされておりますけれども、ここに7分団が入るわけですが、施設整備というのは何も考えていないということですね。建物の中に自動車が入りますね。ちょっと現状はわかりませんが、

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 今現在は7分団、場所がどこかといいますと、生津と馬場地区で活動していただくようなことで7分団を整備したいというふうに思っておりますので、実際には消防団の詰所とか、車両を配備するのは馬場、生津地区で検討しておりますので、今現在は本田に置くというようなことでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 本田の1434番地1というのは、とりあえずそこに消防車を置いておくという話だけね。

今後については、7分団はどういうような計画の施設をつくっていかうなんていう話はあったということですね。そういうふうに考えていいんですね。

○議長（小川勝範君） 大岩総務部長。

○総務部長（大岩清孝君） 7分団の消防団の詰所は、候補地はあることはあるんですが、その場所に移動できるまで今の本田に消防車を置いておくというような考えであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第69号に対して反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

議案第69号財産（消防ポンプ自動車）の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第69号は原案どおり可決されました。

---

### 閉会の宣告

○議長（小川勝範君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成27年第3回瑞穂市臨時議会を閉会します。

閉会 午後0時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年10月26日

瑞穂市議会 議長 小川勝範

議員 星川睦枝

議員 藤橋礼治